青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業

運営事業　要求水準書（案）

平成 21 年 12 月 28 日

青　　森　　市

目　次

第１章 一般事項 1
第１節 本事業の内容 1
１ 事業名 1
２ 運営の対象となる公共施設等の種類 1
３ 公共施設等の管理者等 1
４ 事業の目的 1
５ 事業実施場所 2
６ 事業方式 2
７ 対象施設 2
８ 市が実施する業務の範囲 4
９ 本事業の概要スケジュール 5
１０ 関係官公署の指導など 5
第２節 モニタリングの実施 6
１ 運営段階 6
２ 事業終了時 6
第２章 運営事業に関する要件 7
第１節 施設運営の基本方針 7
１ ごみの適正処理 7
２ 環境配慮 7
３ 安全確保 7
４ 経済性への配慮 7
５ 本件施設の基本性能の維持 7
第２節 運営事業の概要 8
１ 運営業務の範囲 8
２ 業務終了時の引継業務 10
３ 本書の遵守 10
４ 関係法令などの遵守 11
５ 関連する基準、規格などの遵守 12
６ 環境影響評価書の遵守 13
７ 疑義 13
８ 官庁などの指導など 13
９ 地域住民との共生 13
１０ 市及び官庁などへの報告 13
１１ 市への報告、協力 13
１２ 市の検査 14
１３ 性能 14
第３章 運営の実施 15
第１節 可燃ごみ処理施設に関する計画主要目 15

１ 処理対象物 15
２ 処理方式 17
３ 年間稼働日数及び稼働時間 17
４ 変動係数 18
５ 公害防止条件 18
６ 用役条件 21
７ 車両 21
８ 災害発生時などの協力 21
第２節 破砕選別処理施設の設計及び施工に関する計画主要目 22
１ 処理対象物 22
２ ごみ搬入日 23
３ 稼働時間 23
４ 変動係数 24
５ 公害防止条件 24
第４章 運営業務 25
第１節 運営業務の概要 25
１ 運営業務の目的 25
２ 組織計画 25
第２節 運営マニュアル及び運営計画書の作成、改訂業務 26
１ 運営マニュアル及び運営計画書の作成、改訂 26
第３節 受付、計量業務 28
１ 受付管理 28
２ 計量データの管理 28
３ 案内、指示 28
４ ごみ処理手数料の収納など 28
５ 受付 28
６ 搬入管理 28
第４節 副生成物に係る業務 30
１ 計量、管理、報告 30
２ 副生成物の取扱い 30
第５節 運転管理業務 31
１ 適正処理、適正運転 31
２ 施設運営に関する基本的事項 31
３ 法定有資格者の配置 31
４ 運転計画書の作成 31
５ 搬入ごみの貯留など 32
６ 環境影響管理 32
７ 試運転期間中の教育訓練 32
８ 試運転、予備性能試験及び引渡性能試験 33
第６節 点検、検査、補修、更新業務 34

１ 機器履歴台帳（変更前後の図面を含む。以後同様の取扱いとする。）の管理34
２ 補修に関する考え方 34
３ 補修計画書の作成 34
４ 補修の実施 34
５ 臨機の措置 35
６ 点検、検査計画書の作成 35
７ 点検、検査の実施 36
８ 精密機能検査 37
９ 更新計画書の作成 37
１０ 更新の実施 37
１１ 改良保全 37
第７節 用役管理業務 38
１ 発電設備の運転 38
２ 地下水の揚水、処理 38
３ 用役の管理 38
第８節 機器などの管理業務 39
１ 消耗品、予備品の管理 39
２ 工作機械、測定機器などの管理 39
３ 工作機械、測定機器などの更新 39
第９節 運営事務 40
１ 建築物等の保守管理（植栽、建設用地内の駐車場、防災調整池、取付道路及び関係する施設を除く） 40
２ 植栽、駐車場などの保守管理 40
３ 労働安全衛生、作業環境管理 41
４ 警備、防犯体制の整備 41
５ 防火管理 42
６ 防災管理 42
７ 連絡体制 42
８ 地域住民との共生 43
９ 見学者対応 43
１０ 研修室、会議室などの開放 43
１１ 保険への加入 43
１２ 運営開始前の許認可 43
１３ 帳票類の管理 43
第１０節 清掃業務 44
１ 清掃..... 44
２ 浄化槽の清掃、管理 44
３ 除雪..... 44
第１１節 教育訓練 45
１ 運転教育計画書の作成 45

２ 運転教育の実施 45
第１２節 余熱利用管理業務 46
１ 余熱利用管理（発電、給湯、冷暖房） 46
第１３節 情報管理業務 47
１ 運転記録報告 47
２ 点検、検査報告 47
３ 補修、更新報告 47
４ 環境管理報告 47
５ 作業環境管理報告 47
６ 施設情報管理 48
７ その他管理記録報告 48
８ 環境報告書 48
第１４節 地元貢献事業 49
１ 地元雇用や地元企業の活用 49
２ 契約書への記載 49
第５章 各種基準値を満足できない場合の対応 50
１ 要監視基準と停止基準 50
２ 要監視基準を満足できない場合の復旧作業 50
３ 停止基準を満足できない場合の復旧作業 51
第６章 事業期間終了時の取扱い 52
１ 事業期間終了時の機能検査 52
２ 事業期間終了後の運営方法の検討 52

用語の定義

本事業	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業をいう。
建設事業	本事業のうち、本件施設の設計及び施工に係る事業をいう。
運営事業	本事業のうち、本件施設の運営（運転、点検、検査、補修及び更新など。）に係る事業をいう。
構成市町村	青森市、平内町、今別町、蓬田村をいう。
圏域	構成市町村の行政区域をいう。
応募者	本事業の応募に参加する単独企業又は企業グループをいう。
企業グループ	本事業の応募に一体として参加する企業の集合体をいう。
構成員	応募者たる企業グループのうち、民間事業者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
代表企業	応募する単独企業又は企業グループの代表を務める者をいう。
協力企業	応募者たる企業グループのうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計及び施工業務、又は運営業務のうちの一部を請負い又は受託することを予定している者をいう。
民間事業者	応募者の中から本事業を実施する者として選定された単独企業又は企業グループであり、本事業を実施する者をいう。
建設請負事業者	本事業において、建設事業を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、運営事業を担当する者をいう。
事業契約	本事業に係る建設工事請負契約、運営業務委託契約、及び基本契約を総称して又は個別にいう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係り市と民間事業者の間で締結される青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
建設工事請負契約	建設事業に係り市と建設請負事業者との間で締結される青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
運営業務委託契約	運営事業に係り市と運営事業者との間で締結される青森市清掃施設（新ごみ処理施設）運営業務委託契約書に基づく契約をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、市・建設請負事業者・運営事業者が締結する、相互の協力、支援などについて定める青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
本件施設	本事業において建設され、運営されることが予定されている青森市清掃施設（新ごみ処理施設）をいい、プラント設備、建築物等のすべてをいう。

可燃ごみ処理施設	本件施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、破砕選別処理施設からの破砕可燃残渣、し尿汚泥等及び青森市から発生する下水汚泥等の一部を処理対象物として焼却、溶融処理するための可燃ごみ処理施設をいう。
し尿汚泥等	し尿汚泥、し渣、沈砂をいう。
下水汚泥等	下水汚泥、し渣、沈砂をいう。
破砕選別処理施設	本件施設を構成する施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみを処理対象物として破砕、選別処理するための破砕選別処理施設をいう。
プラント設備	本件施設中の設備のうち、処理対象物を焼却、溶融処理または破砕、選別するために必要なすべての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含む。）を総称していう。
建築物等	本件施設のうち、プラント設備、可燃ごみ処理工場棟及び破砕選別処理工場棟を除く設備及び建物を総称していう。
可燃ごみ処理工場棟	本件施設中の建物のうち、可燃ごみ処理施設のプラント設備などを備えた建物をいう。
破砕選別処理工場棟	本件施設中の建物のうち、破砕選別処理施設のプラント設備などを備えた建物をいう。
工場棟	可燃ごみ処理工場棟と破砕選別処理工場棟を総称していう。
処理対象物	青森市、平内町、今別町、蓬田村から排出され、工場棟に各市町村が搬入する可燃ごみ、排出者及び許可業者が搬入する可燃ごみ、及び破砕選別処理施設からの搬入物から、搬入禁止物を除いたものを総称していう。
搬入禁止物	危険物や特定家電製品、パソコン等の市では収集しないごみを総称していう。
募集要項	市が本事業の実施に際して配布する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、事業契約（案）、リスク管理方針書その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札説明書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　入札説明書をいう。
建設要求水準書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　建設事業　要求水準書をいう。
運営要求水準書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　運営事業　要求水準書をいう。
要求水準書	建設要求水準書及び運営要求水準書を総称していう。
落札者決定基準書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　落札者決定基準書をいう。
資格審査申請書類	応募者が本事業の応募に際し、市に提出するものとして入札説明書に規定する、参加表明書、メンバー構成表、資格審査申請書、入札参加資格確認書類、委任状、印鑑届、及び印鑑証明書をいう。

入札参加資格確認書類	会社概要、業務経歴書、登記簿謄本、納税証明書、建設実績、運営実績、参加資格要件を証明する書類の写しなど及び参加資格を充たしていることの誓約書をいう。
提　案　書　類	応募者が本事業の応募に際し、市に提出するものとして、入札説明書に規定する、入札書類提出書、入札書、委任状、非価格要素提案図書、施設設計図書及び提案図書参考資料をいう。
参　考　資　料	本事業の公募に際し、市が、応募者に提示する募集要項等以外の資料などをいう。
Ｐ　Ｆ　Ｉ　法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。

第１章　一般事項

この運営要求水準書は、市が発注する本事業について適用し、市が運営事業者に対して要求するサービスの水準を示したものである。

なお、本事業の応募者は、本書の要求水準を満足することを前提として、創意工夫を発揮した自由な提案を行うものであるが、本事業の円滑な推進のために必要なものについては、提案に含まれていないものであっても、運営事業者の責任において必要な措置を行うものとする。

第１節　本事業の内容

１　事業名

青森市清掃施設（新ごみ処理施設）運営事業

２　運営の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

３　公共施設等の管理者等

青森市長　　鹿　内　　博

４　事業の目的

住民の生活及び事業活動によって排出される一般廃棄物（ごみ）を衛生的にかつ適正に収集、運搬し、処理、処分することは、住民の健康で文化的な生活と自然環境を保全し、公衆衛生の向上を図る上で極めて重要な事業である。

ごみ処理を取り巻く状況は、ごみ質の多様化、ダイオキシン類対策などが課題となっている。また、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月 2 日　法律第 110 号）が施行され、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)、熱回収及び適正処理への取り組みが求められている。

このような状況を受け、市では、現在稼働中の三内・梨の木両清掃工場が、供用開始から 30 年以上が経過し、施設の老朽化とそれに伴う維持修繕費の増加や突発的な故障による機能停止などが懸念され、両清掃工場に代わる新ごみ処理施設の早期の供用開始が望まれる状況にある。

本事業は、「豊かな自然環境と周辺地域との共生を目指す施設」、「資源循環型社会の構築を目指す施設」、「エネルギーの有効利用を目指す施設」、「安全・安心、経済性に優れた施設」をコンセプトとした新たなごみ焼却施設を建設することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会を構築するための資源回収、エネルギー回収を推進することを目的とする。

5　事業実施場所

青森市大字鶴ヶ坂字早稲田 241 番地１　他

6　事業方式

本事業は、民間事業者が、市の所有となる本件施設の建設、運営を一括して受託する DBO（Design Build Operate）方式により実施することを予定している。

市は、本件施設の建設に係る資金調達を行い、本件施設を所有するものとする。

なお、市は、本件施設を約 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、約 30 年間の施設使用を前提として建設及び運営を行うものとする。

7　対象施設

(1)　本事業の対象とする施設

本事業において、本件施設として対象とする施設は次のとおりである。

ア　配置する施設

(ｱ)　可燃ごみ処理施設（他施設と合棟も可能である。）

(ｲ)　破砕選別処理施設（他施設と合棟も可能である。）

(ｳ)　ストックヤード

(ｴ)　管理棟（他施設と合棟も可能である。）

(ｵ)　計量棟（他施設と合棟も可能である。）

(ｶ)　駐車場

イ　付属する施設

(ｱ)　構内道路

(ｲ)　防災調整池

(ｳ)　門扉

(ｴ)　植栽

(ｵ)　その他関連する施設や設備

(2)　可燃ごみ処理施設概要

ア　施設規模

1 日 24 時間連続運転するものとし、年間稼働日数は 1 炉 280 日以上とする。施設規模は、2 系列以上で、計画年間処理量、計画月変動係数、施設の稼働体制（稼働日数、系列数、施設補修時の対応等）などを考慮の上、設定すること。

イ　計画処理量（平成 27 年度）

(ｱ)　可燃ごみ　　84,567t/年

(ｲ)　破砕可燃残渣　 2,960t/年

(ｳ)　下水汚泥　　10,760t/年（搬入ベース）
（うち、し渣　90t/年、沈砂　170t/年）

(ｴ)　し尿汚泥　　3,769t/年（搬入ベース）
（うち、し渣 125t/年、沈砂　5t/年）

ウ　処理方式

ストーカ炉＋灰溶融炉方式、分離式ガス化溶融炉方式、一体式ガス化溶融炉

方式のうち、民間事業者が提案する処理方式とする。

エ　工期（予定）

建設工事請負契約締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間

※　工期については必要に応じて、市、建設請負事業者の間で協議するものとし、協議の方法については、基本契約書に定める。

(3)　破砕選別処理施設概要

ア　施設規模

1 日 5 時間の処理を行うものとし、運転時間は、設備の立ち上げ立ち下げ及び清掃を含め 7 時間以内とする。年間稼働日数は 260 日以上とする。施設規模は、計画年間処理量、計画月変動係数、施設の稼働体制（設備補修時の対応等）などを考慮の上、設定すること。

イ　計画処理量（平成 27 年度）

(ｱ)　不燃ごみ　　9,947t/年

(ｲ)　粗大ごみ　　401t/年

ウ　処理方式

切断＋一次破砕（低速破砕）＋二次破砕（高速破砕）＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別

エ　工期（予定）

建設工事請負契約締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間

※　工期については必要に応じて、市、建設請負事業者の間で協議するものとし、協議の方法については、基本契約書に定める。

表 1.1.1　可燃ごみ処理施設の仕様概要*（注：建設請負事業者の提案に応じ置き換える）*

設備名	仕様概要
受入、供給設備	ピット＆クレーン方式、脱水汚泥受入供給設備
燃焼、溶融設備	ストーカ炉＋灰溶融炉、分離式ガス化溶融炉、一体式ガス化溶融炉のいずれか
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、有害ガス除去装置（乾式塩化水素除去方式）、触媒脱硝方式※
余熱利用設備	発電、場内給湯、場内冷暖房、構内道路の融雪※など
通風設備	平衡通風方式
溶融スラグ等処理設備	溶融スラグ冷却　水砕方式 溶融スラグ貯留　ヤード方式 溶融メタル貯留　バンカ方式またはピット方式
飛灰処理設備	飛灰薬剤処理方式を基本とするが、山元還元や溶融処理の提案も可とする。
排水処理設備	プラント排水　生物処理＋凝集沈殿 生活排水　合併処理浄化槽
電気、計装設備	分散型自動制御システム方式（DCS）

※事業者提案による。

表 1.1.2　破砕選別処理施設の仕様概要*（注：建設請負事業者の提案に応じ置き換える）*

設備名	仕様概要
受入、供給設備	・不燃ごみ 一時貯留→ﾀﾞﾝﾋﾟﾝｸﾞﾎﾞｯｸｽ→受入供給設備（提案） ・可燃性粗大ごみ 一時貯留→粗大ごみ用作業車による供給 ・不燃性粗大ごみ 一時貯留→ﾀﾞﾝﾋﾟﾝｸﾞﾎﾞｯｸｽ→受入ホッパ
破砕設備	一次破砕→二次破砕、切断機
搬送・選別設備	搬送コンベヤ、磁力選別機、アルミ選別機、破砕物選別機
貯留・搬出設備	・磁性物、アルミ ホッパ→（金属圧縮機）→貯留 ・不燃選別残渣 不燃物貯留装置（提案） ・可燃選別残渣 搬送コンベヤ→（可燃ごみ処理施設ごみピットへ）
排水処理設備	表 1.1.1 のとおり
電気、計装設備	表 1.1.1 のとおり

(4)　運営事業期間(予定)

運営業務委託契約締結日（建設工事請負契約締結日と同時期）から平成 47 年 3 月 31 日まで

ア　運営準備期間（予定）

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間

イ　運営期間（予定）

平成 27 年 4 月 1 日から平成 47 年 3 月 31 日までの 20 年間

※　運営準備期間及び運営期間の始期については、建設事業の進捗状況に応じて、市、建設請負事業者、運営事業者の間で協議するものとし、協議の方法については、基本契約書に定める。

8　市が実施する業務の範囲

(1)　運営モニタリング

市は、本事業の実施状況の監視を行う。市が行う運営モニタリングに要する費用は、市の負担とする。

(2)　環境影響評価の事後調査の実施

市は、本事業に係る環境影響評価の事後調査を行う。

(3)　処理対象物の搬入

市は、可燃ごみ処理施設及び破砕選別処理施設へ処理対象物の搬入を行う。

(4)　ごみ処理に伴う処分に係る費用負担

市は、ごみ処理に伴い発生する飛灰処理物（市が処分する場合）の処分に係る費用を負担する。

(5)　施設見学、住民対応（市が行うべきもの）

市は、本件施設への見学及び視察などにつき、予約の受付、引率及び説明などの対応を行う。また、市は、施設見学者や地元住民などの対応を行う。

(6)　運営委託費の支払

市は、運営モニタリングの結果に応じて、運営事業者に運営委託費を支払う。

９　本事業の概要スケジュール

本事業の概要スケジュールは表 1.1.3 のとおりである。

表 1.1.3　本事業の概要スケジュール

入札公告	平成 22 年 4 月下旬
落札者の決定	平成 22 年 12 月上旬
基本協定の締結	落札者決定後速やかに
運営事業者（特別目的会社）の設立	落札者決定後速やかに
事業契約締結（基本契約等）	平成 23 年 3 月下旬
建設工事着手	事業契約締結後
供用開始	平成 27 年 4 月 1 日
運営業務委託の終了（委託期間は 20 年間）	平成 47 年 3 月 31 日

※　特別目的会社は市内に設立するほか、必要な要件は入札説明書に示す。

１０　関係官公署の指導など

(1)　運営事業者は、本事業の実施に当たって、関係官公署の指導などに従う。

(2)　運営事業者は、市及び関係官公署が必要とする資料、報告や記録者などの提出の指示がある場合は、速やかに提出する。

第２節　モニタリングの実施

１　運営段階

市は、運営事業者による運営業務の状況が、運営業務委託契約書及び運営要求水準書などに定める要件を満たしていることを確認するために運営事業の監視を行う。運営事業者は、市の行うモニタリングに対して、必要な協力を行う。

(1)　ごみ処理状況の確認
(2)　ごみ質の確認
(3)　各種用役の確認
(4)　副生成物の発生量の確認
(5)　溶融スラグの利活用状況の確認
(6)　売電、RPS 証書販売実績の確認
(7)　溶融スラグ、金属類売却実績の確認
(8)　保守、点検状況の確認
(9)　安全体制、緊急連絡などの体制の確認
(10)　安全教育、避難訓練などの実施状況の確認
(11)　事故記録と予防保全の周知状況の確認
(12)　緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認
(13)　初期故障、各設備不具合事項への対応状況の確認
(14)　公害防止条件などの各基準値への適合性の確認
(15)　運転状況、薬品など使用状況の確認
(16)　事業運営の確認及び評価（決算報告書及び環境報告書）
(17)　その他市が必要と認める事項

２　事業終了時

市は、運営期間終了時に運営事業者から提示された運営計画の実施状況を確認し、運営事業者による本件施設の機能検査などの結果を踏まえて本件施設の現状の確認を行い、本件施設が適切な状況にあることの確認を行う。

(1)　本件施設の機能状況の確認
(2)　大規模補修を含む本件施設の耐用度の確認
(3)　事業継続に係る経済性評価の確認

第２章　運営事業に関する要件

第１節　施設運営の基本方針

運営事業者は、運営事業の実施に当たって、本件施設が市における循環型社会形成の中核であることを十分自覚し、模範的な運営に配慮することとし、以下の基本方針を遵守する。

１　ごみの適正処理

市等から発生するごみを、常に滞ることなく適正に処理できるものとする。

(1)　安定運転の確保
(2)　地域住民に安心感を与える施設運営

２　環境配慮

地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減を図る。

(1)　公害防止関係法令の遵守
(2)　省エネルギー
(3)　リサイクルの積極的な推進

３　安全確保

通常時において安全性を確保するだけでなく、災害時においても地域の防災拠点として迅速な対応が行えるようにする。また、緊急代替処理として、市等以外から搬入される一般廃棄物についても、積極的に対応する。

(1)　施設の安全性の確保
(2)　災害時の二次災害の防止
(3)　災害ごみの適正処理への積極対応

４　経済性への配慮

本件施設の運営、維持管理を行うに当たり、効率的かつ効果的な運営を行えるようにする。

(1)　長期的視野に立った事業運営の確立
(2)　運営組織の効率的な運用

５　本件施設の基本性能の維持

運営事業者は、本件施設の性能を確保した状態での延命及び事故防止を図り、運営事業期間終了後も適正に本件施設の運転ができるようにする。

第２節　運営事業の概要

１　運営業務の範囲

(1)　運営事業者は、市との間で締結する運営業務委託契約に基づき、可燃ごみ処理施設及び破砕選別処理施設で処理対象物を受け入れ、適正に処理を行うとともに、プラント設備の性能維持に努める。

(2)　運営事業者は、ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、本件施設内での利用、電気事業者等への売電を行うことができる。

(3)　運営事業者は、集じん装置、廃熱ボイラ、及びその他排ガス処理設備で捕集された灰（以下「飛灰」という。）の発生量を抑制することとする。飛灰処理物が埋立基準以下である場合には、運営事業者が本件施設内に飛灰処理物を保管、貯留した上で、市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分する。

(4)　運営事業者は、市と連携し、本件施設の運営業務の障害とならないことを条件に、施設見学者の対応を行う。

(5)　電気事業者等への売電による利益及び副生成物の売却による利益については、一部市へ帰属するものとする。詳細の取扱い方法については、募集要項に示す。

(6)　運営事業者の具体的な業務の範囲は次のとおりとする。

ア　運営マニュアルなどの作成、改訂業務

市が交付する建設請負事業者作成の運営マニュアルを、適宜追加、変更するとともに、運転計画書、点検・検査計画書、補修計画書及び更新計画書など必要な計画書などを作成し、運営方法を変更した場合には、必要な改訂を行う。

イ　受付、計量業務

ごみ搬入受付、計量、自己搬入者等からの料金収納、ごみ積み降ろしの監視、指導、及び搬入車両の誘導、指示などを行う。

ウ　副生成物に係る業務

(ｱ)　溶融スラグ

運営事業者は、溶融スラグの全量利活用を行うものとし、溶融スラグ利活用計画の立案、溶融スラグの積載、運搬、売却先の選定と売却を行う。なお、利活用ができなかったものについては、その量及び処分方法を市に報告した上で、運営事業者自ら処分するものとする。

(ｲ)　金属類（鉄、アルミ、メタル）

運営事業者は、金属類の全量利活用を行うものとし、金属類の積載、運搬、売却先の選定と売却を行う。なお、利活用ができなかったものについては、その量及び処分方法を市に報告した上で、運営事業者自ら処分するものとする。鉄、アルミ、メタル以外の有価金属類が回収可能な場合は、これらと同等の取扱いとする。

(ｳ)　飛灰

運営事業者は、法令に基づいた処理を行い、最終処分する場合は市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分する。

エ　運転管理業務

(ｱ)　運営管理体制の整備

試運転期間において、本件施設の運営に係る従業者などを確保し、事業期間の終了までこれを継続する。また、従業者に対して建設請負事業者が行う運転教育を受けさせるものとする。

(ｲ)　法定有資格者の配置

運営事業者は、自らの責任において円滑に業務ができるように、法定有資格者などの本件施設の運営に必要な資格を有する者を配置し、必要な届出などの手続きを行う。

(ｳ)　各種測定

ごみ質、排ガス、作業環境、騒音、振動、悪臭、溶融スラグ、ダイオキシン類など、その他の測定を実施する。

オ　点検、検査、補修、更新業務

(ｱ)　機器履歴台帳（変更前後の図面を含む）の管理

建設請負事業者が作成する本件施設中の各設備の機器履歴台帳（変更前後の図面を含む）を管理する。

(ｲ)　プラント設備などの補修

設備、機器の状況に応じて、プラント設備その他の設備の補修計画を立案、修正し、補修を行う。

(ｳ)　精密機能検査（第三者機関により実施）

(ｴ)　プラント設備などの更新

(ｵ)　その他

プラント設備、その他の設備の故障時、異常時の際の臨機の措置、補修などの発注や立会い及び検査、新技術の動向調査や導入の検討（改良保全）、点検による運転停止に係る市との協議などを行う。

カ　用役管理業務

(ｱ)　発電設備の運転

発電される余剰電力の売却及び必要となる電力の購入を行う。なお、余剰電力の売却契約先の選定及びRPS証書の権利は、運営事業者の裁量によるものとする。また、電力購入契約についても、運営事業者の裁量によるものとする。

(ｲ)　地下水の揚水や処理

(ｳ)　燃料、ガスなどの調達、保管及び管理

(ｴ)　各種薬品の調達、保管及び管理

キ　機器などの管理業務

(ｱ)　消耗品、予備品の調達、管理

(ｲ)　工作機械、計測機器などの管理

(ｳ)　その他

市が直接管理する事務室や会議室など以外の備品、什器、物品、用役の調達計画及び使用計画の作成と実施を行う。

ク　運営事務

建築物等、防災調整池、外構及び植栽などの維持管理、警備管理、防火管理、官庁などへの報告、届出、住民への対応、施設見学者への対応、市が行う住民や見学者への対応への協力を行う。

ケ　清掃業務

本件施設の清掃、管理を行う。冬季の除雪作業（構内及び取付道路を含む）も行う。

コ　教育訓練

本件施設の運営に係る従業者などへの教育訓練を実施する。

サ　余熱利用管理業務

本件施設での給湯（必要に応じて設置）、冬季間のロードヒーティング（必要に応じて設置）や余熱を利用した発電を行う。その他、事業者の提案により廃熱利用を行う。

シ　情報管理業務

運転記録(年・月・日報)、各種点検記録、補修や整備記録、法令に係る記録、各種測定記録、統計や各種報告書の作成や保管を行う。

ス　地元貢献事業

民間事業者自らが提案した地元貢献事業を実施する。

セ　運営事業終了時の引継業務（詳細は下記２のとおり。）

２　業務終了時の引継業務

市は、運営事業期間終了後も約 10 年間、本件施設を継続して利用する。

運営事業期間終了後に運営業務を行う者が第三者の場合には、運営事業者は運営引継ぎのため、市が行う以下の業務に関して協力するものとする。

(1)　プラント設備の運転、点検、検査、補修及び更新に必要な以下の項目に関連する書類などの整備及び提出

ア　運営事業者が所有する図面及び資料（取扱説明書等）

イ　運転に関する資料（運転経費、運転マニュアル、トラブル履歴等）

ウ　維持管理に関する資料（維持管理費、補修履歴等）

エ　その他（物品などの調達品及び財務諸表等）

(2)　市が指定する第三者への引継ぎ

(3)　本件施設の各種計画書の立案や市との協議など

(4)　第三者機関による精密機能検査

３　本書の遵守

運営事業者は、本書に記載される要件について、運営期間中遵守する。

(1)　記載事項の補足など

本書で記載された事項は、運営事業における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。本書に記載されていない事項であっても、本件施設を運営するために必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任において必要な措置を行うものとする。

(2)　「(参考)」の取り扱い

本書の図、表などで「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものに基づき、それ以外のものであっても本件施設を運営するために必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任において必要な措置を行うものとする。

(3)　契約金額の変更

上記（1）及び（2）の場合、契約金額の増額などの手続きは行わない。

4　関係法令などの遵守

本件施設の運営事業に関して、遵守する関係法令などは次のとおりである。

(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
(2)　再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
(3)　廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成 10 年生衛発第 1572 号）
(4)　ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
(5)　ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン
(6)　環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
(7)　大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
(8)　悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
(9)　騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
(10)　振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
(11)　水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
(12)　土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
(13)　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
(14)　浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
(15)　計量法（平成 4 年法律第 51 号）
(16)　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
(17)　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
(18)　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
(19)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
(20)　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
(21)　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
(22)　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
(23)　高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
(24)　航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
(25)　電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
(26)　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
(27)　電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
(28)　河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

(29)　砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
(30)　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
(31)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
(32)　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
(33)　クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
(34)　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
(35)　事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）
(36)　青森市公害防止条例（平成 17 年 4 月条例第 215 号）
(37)　青森市建築基準法施行細則（平成 17 年 4 月規則第 160 号）
(38)　青森市景観条例（平成 14 年 6 月条例第 18 号）
(39)　青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 8 年青森県条例第 43 号）、など関係する青森県及び青森市の条例や規則など
(40)　その他本事業に関連する法令など

5　関連する基準、規格などの遵守

本件施設の運営に関して、準用又は遵守する基準、規格などは次のとおりである。

(1)　ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版（社団法人全国都市清掃会議）
(2)　電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）
(3)　系統アクセス検討基準（特別高圧）など東北電力株式会社が定める規定
(4)　高圧または特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（経済産業省）高調波抑制対策技術指針（平成 7 年 10 月社団法人日本電気協会）
(5)　日本工業規格
(6)　電気学会電気規格調査会標準規格
(7)　日本電機工業会規格
(8)　日本電線工業会規格
(9)　日本電気技術規格委員会規格
(10)　日本照明器具工業会規格
(11)　日本農林規格
(12)　建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(13)　公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(14)　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(15)　機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(16)　電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(17)　工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）
(18)　官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月 18 日国営計第 76 号、国営整第 123 号、国営設第 101 号）
(19)　官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

(20)　官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(平成 18 年 3 月 31 日国営整第 157 号、国営設第 163 号)
(21)　建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(22)　建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(23)　煙突構造設計指針（平成 19 年 11 月社団法人日本建築学会）
(24)　事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平成 4 年労働省告示第 59 号)
(25)　分散型電源系統連系技術指針（平成 4 年 3 月社団法人日本電気協会）
(26)　その他関連法令、規格、基準など

6　環境影響評価書の遵守

運営事業者は、運営事業期間中、青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業に係る環境影響評価書を遵守する。また、運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、対策を講じる。

なお、環境影響評価書は平成 22 年 1 月中旬に公告、縦覧を予定しているため、それ以前については、環境影響評価準備書を参考とする。

7　疑義

本書などに疑義が生じた場合は、市と運営事業者との協議の上、疑義に係る解釈の決定を行う。

8　官庁などの指導など

運営事業者は、運営期間中、官庁などの指導などに従う。なお、法改正などに伴い本件施設の改造などが必要な場合、その費用の負担は協議により定める。

9　地域住民との共生

市は、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努める。その際、運営事業者は、市に協力する。また、建設用地及び周辺で市及び関係団体が行う事業などに対し、市の要請に基づき協力する（地元町内会が要請する説明会などへの出席、資料の作成など)。

１０　市及び官庁などへの報告

運営事業者は、本件施設の運営に関して、市及び官庁などが報告、記録、資料提供などを要求する場合は、速やかに対応する。なお、官庁から直接報告、記録、資料提供などの要求が運営事業者に対してあった場合については、市の指示に基づき対応する。なお、費用負担が発生する場合は、運営事業者の責任と負担により行う。

１１　市への報告、協力

運営事業者は、本件施設の運営、維持管理に関して、市が指示する報告、記録、資料などを速やかに提出する。

１２　市の検査

運営事業者は、市が運営事業者の運転や設備の点検などを含む運営、維持管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、検査に全面的に協力し、要求する資料などを速やかに提出する。

１３　性能

本書に示す性能とは、設備によって備え持つ本件施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは、建設要求水準書第 2 章第 3 節 19 に示す、本件施設に係る設計を最終的に取りまとめた図書を表す。

第３章　運営の実施

第１節　可燃ごみ処理施設に関する計画主要目

１　処理対象物

(1)　対象物

ア　可燃ごみ

構成市町村で収集したもの、住民や許可業者などが直接可燃ごみ処理施設に搬入するもの

イ　破砕後可燃残渣

不燃ごみ、粗大ごみを破砕選別処理施設で破砕処理、選別処理した後の可燃残渣

ウ　下水汚泥

青森市公共下水道施設である新田浄化センター及び八重田浄化センターから搬入する脱水汚泥、し渣、沈砂

エ　し尿汚泥

青森広域事務組合立のあおひらクリーンセンターから搬入する脱水汚泥、し渣、沈砂

(2)　計画年間処理量（平成 27 年度）

ア　可燃ごみ（84,567ｔ/年）

イ　破砕後可燃残渣（2,960ｔ/年）

ウ　下水汚泥（10,760ｔ/年（搬入ベース：含水率 81.76%））

（うち、し渣　90t/年、沈砂　170t/年）

エ　し尿汚泥（3,769ｔ/年（搬入ベース：含水率 81.54%））

（うち、し渣 125t/年、沈砂　5t/年）

(3)　計画ごみ質

処理対象物から想定される計画ごみ質は、表 3.1.1 に示すとおりである。

三成分のうち灰分については、市の代表的な数値を試算するため、可燃ごみの約７割を焼却処理している梨の木清掃工場（昭和 51 年稼動、施設規模 450t/日、ストーカ炉）のデータを使用した。その結果、表 3.1.1(1)のとおり、7.7%～8.2%（⑭）となった。また、参考として、環整 95 号による分析データから試算した計画ごみ質を別添４「計画ごみ質（参考)」に示す。

なお、計画ごみ質は、入札公告時までに見直す。

表 3.1.1(1)　灰分の試算

	項　　目	単位	H18	H19	H20	備　　考
①	焼却処理量	t	83,540	77,424	75,341	実績値
②	焼却残渣量	t	11,078	10,829	10,785	主灰＋飛灰処理物の実績値
③	灰の熱しゃく減量	%	3.2	3.7	4.6	実績値。灰中の可燃分と仮定
④	灰中の水分	%	33.8	34.1	33.6	実績値
⑤	灰中の水分	t	3,745	3,695	3,627	②×④
⑥	灰処分量(乾ベース)	t	7,333	7,134	7,159	②－⑤
⑦	見掛けの灰分	%	8.8	9.2	9.5	⑥÷①
⑧	消石灰使用量	t	405	398	392	実績値
⑨	消石灰反応物 ＋未反応物	t	543	533	525	⑧×1.34
⑩	活性炭使用量	t	41	40	39	実績値
⑪	キレート使用量	t	92	87	77	実績値
⑫	灰中の未燃分	t	238	262	331	⑥×③
⑬	添加薬品等を除いた発生残渣(主灰＋飛灰)の量（乾ベース)	t	6,419	6,212	6,187	⑥－(⑨+⑩+⑪+⑫)
⑭	添加薬品等を除いた灰分(乾ベース)	%	7.7	8.0	8.2	⑬÷①

表 3.1.1(2)　灰分の試算に係る条件設定

設定項目	数値	備　　考
消石灰反応の当量比	2.0	
当量比 2.0 の場合の消石灰反応分と未反応分の合計倍率	1.34	反応分は $Ca(OH)_2 \rightarrow CaCl_2$ のみとし、水分は見込まない。
発生残さ中の飛灰量	0.1	

表 3.1.1(3)　計画ごみ質（脱水汚泥・し渣）

		下水道 脱水汚泥	し尿処理 脱水汚泥	し渣
三成分	水分（%）	81.76	81.54	60.15
	灰分（%）	5.30	4.39	1.69
	可燃分（%）	12.94	14.07	38.16
元素組成	炭素（%）	6.53	7.00	23.13
	水素（%）	0.71	0.78	2.49
	窒素（%）	1.10	1.32	1.44
	硫黄（%）	0.52	0.47	0.67
	塩素（%）	0.02	0.02	0.04
	酸素（%）	4.06	4.48	10.39
低位発熱量（kcal/kg）		198	198	2,040
単位体積重量（kg/㎥）		639	639	461

※1 cal＝4.186J

表 3.1.1(4)　計画ごみ質（沈砂）

含水率（%）	灼熱減量（%）	灼熱残分（%）
9.1	3.6	87.3

2　処理方式

ストーカ炉＋灰溶融炉方式、分離式ガス化溶融炉方式、一体式ガス化溶融炉方式のいずれかのうち、民間事業者が提案する処理方式とする。

3　年間稼働日数及び稼働時間

(1)　1日24時間連続運転とし、年間稼働日数は1炉280日以上とする。また、系列それぞれにおいて90日以上の連続運転が可能なものとし、灰溶融炉についても一系列当り90日以上の計画作業日における安定稼働が可能なものとする。

(2)　施設引渡後1年以内に系列それぞれにおいて90日以上連続運転の確認を行う。

(3)　連続運転とは、処理システムを停止することなく、運転を継続している状態である。従って、連続運転中に非常停止、緊急停止などによる処理システムの停止があってはならない。ただし、システムの一部を停止又は予備系列への切り替えなどのため、一時的にごみの供給などを停止する場合で、日当りの定格処理量が80%以上を処理する場合はこの限りでない。その場合であっても、一年間当たりでは定格量を処理すること。なお、天災など不測の事態及び警報などに対する運転員の対応遅れにより、システムを停止した際の扱いについては、その都度協議する。

4　変動係数

処理対象物の搬入量に係る月変動係数は表 3.1.2 に示すとおりである。

表 3.1.2　変動係数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
H18	0.98	1.05	1.05	1.23	1.11	1.06	1.01	0.99	0.93	0.87	0.81	0.90
H19	1.02	1.04	1.08	1.24	1.10	0.94	1.02	1.01	0.92	0.84	0.83	0.94
H20	1.05	1.05	1.02	1.06	1.10	1.13	1.01	0.97	1.01	0.86	0.79	0.93

5　公害防止条件

(1)　排ガス基準

煙突出口において、表 3.1.3 に示す基準以下とする。

表 3.1.3　排ガス基準

ばいじん濃度	0.02 g/m^{3}N　($O_2$12%換算値)
塩化水素濃度	105 mg/m^{3}N　($O_2$12%換算値)
硫黄酸化物	35 m^{3}N/時　大気汚染防止法の規制値　K=14.5
窒素酸化物	150 ppm　($O_2$12%換算値)
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m^{3}N　($O_2$12%換算値)
一酸化炭素	30 ppm　($O_2$12%換算値の 4 時間平均値)

(2)　排水に関する基準

ア　プラント排水　無放流

イ　生活排水

常時合併処理浄化槽で処理し、可燃ごみ処理施設が稼働中はクローズド処理とする。プラントが停止してクローズド処理ができないときには、防災調整池で流量調整後、二股川に放流するものとし、処理水については水質汚濁防止法を遵守するとともに、浄化槽出口において表 3.1.4 に示す基準以下とする。

表 3.1.4　浄化槽の排水基準

ＢＯＤ	20 mg/L　(除去率 90%以上)

(3)　騒音基準

工場棟が定格負荷運転時に敷地境界線上において、表 3.1.5 の基準以下とする。

表 3.1.5　騒音基準

朝　(6:00～ 8:00)	50 dB
昼　(8:00～19:00)	55 dB
夕　(19:00～21:00)	50 dB

夜　(21:00～ 6:00)	45 dB

(4)　振動基準

工場棟が定格負荷運転時に敷地境界線上において、表 3.1.6 の基準以下とする。

表 3.1.6　振動基準

昼　(8:00～19:00)	60 dB
夜　(19:00～ 8:00)	55 dB

(5)　悪臭基準

敷地境界線上において、表 3.1.7 の基準以下とする。

表 3.1.7　悪臭基準

敷地境界線	臭気強度　3 以下
排出水	臭気度　4 以下

(6)　飛灰処理物

ア　溶出基準

表 3.1.8 の基準以下とする。

表 3.1.8　飛灰処理物の溶出基準

カドミウム及びその化合物	0.3 mg/L
鉛及びその化合物	0.3 mg/L
六価クロム及びその化合物	1.5 mg/L
ひ素及びその化合物	0.3 mg/L
水銀及びその化合物	0.005 mg/L
セレン及びその化合物	0.3 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと

イ　ダイオキシン類含有量

表 3.1.9 の基準以下とする。

表 3.1.9　飛灰処理物のダイオキシン類含有基準

ダイオキシン類含有量	3 ng-TEQ/g

(7)　溶融スラグの品質基準

ア　溶出基準

表 3.1.10 の基準以下とする。

表 3.1.10　溶融スラグの溶出基準

カドミウム	0.01 mg/L
鉛	0.01 mg/L

六価クロム	0.05 mg/L
ひ素	0.01 mg/L
総水銀	0.0005 mg/L
セレン	0.01 mg/L
ふっ素	0.8 mg/L
ほう素	1.0 mg/L

イ　含有基準

表 3.1.11 の基準以下とする。

表 3.1.11　溶融スラグの含有基準

カドミウム	150 mg/kg
鉛	150 mg/kg
六価クロム	250 mg/kg
ひ素	150 mg/kg
総水銀	15 mg/kg
セレン	150 mg/kg
ふっ素	4,000 mg/kg
ほう素	4,000 mg/kg

ウ　利用用途に応じて、一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材（JISA5031)、一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ（JISA5032）に適合する。利用用途を変更する場合は、適用する JIS 規格も変更し、規格を満足するために必要な設備などについても運営事業者の負担とする。

エ　ダイオキシン類含有量

表 3.1.12 の基準以下とする。

表 3.1.12　溶融スラグのダイオキシン類含有基準

ダイオキシン類	0.25 ng-TEQ/g

(8)　作業環境基準

全炉定格負荷運転時に可燃ごみ処理施設内において、表 3.1.13 の基準以下とする。

表 3.1.13　作業環境基準

ダイオキシン類	2.5 pg-TEQ/m^3

6　用役条件

(1)　用水

プラント用水、生活用水ともに井水（地下水）を利用する。地下水の揚水設備の位置を決定し､飲料やプラント用水として使用するに適正な水質に処理する｡また、雨水を積極的に活用し、地下水揚水量を低減する。

(2)　排水

プラント排水はクローズド処理とする。また、構内の路面排水は、防災調整池で流量調整後、二股川に排水できるようにする。また生活排水は、常時合併処理浄化槽で処理し、可燃ごみ処理施設が稼動中はクローズド処理とする。停止中は防災調整池で流量調整後、二股川へ放流する。

(3)　電気

東北電力株式会社と協議中である。

(4)　電話・通信

運営事業者用の回線は、提案による。市用外線 3 回線が利用可能である。また、インターネットができる環境である。

(5)　ガス

建設請負事業者の提案による。

7　車両

運営事業者は、運営に必要な車両につき、本件施設の運営に支障のないものを用意する。当該車両に係る維持管理費用などは、運営事業者の負担とする。

8　災害発生時などの協力

運営事業者は、災害その他不測の事態により、本書に示す計画処理量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、その処理に協力する。

第２節　破砕選別処理施設の設計及び施工に関する計画主要目

１　処理対象物

(1)　対象物

ア　不燃ごみ

構成市町村で収集したもの、住民や許可業者などが直接可燃ごみ処理施設に搬入したもの

イ　粗大ごみ

(2)　計画年間処理量（平成 27 年度）

ア　不燃ごみ（9,947ｔ/年）

イ　粗大ごみ（　401ｔ/年）

(3)　計画ごみ質

処理対象物から想定される計画ごみ質は、表 3.2.1～表 3.2.4 に示すとおりである。

表 3.2.1　計画ごみ質

処理対象物	処理量　t/年	単位体積重量 t/m^3
不燃ごみ	9,947	0.15（参考）
可燃性粗大ごみ	401	0.10（参考）
不燃性粗大ごみ		0.15（参考）

表 3.2.2　主な粗大ごみの種類と搬入個数の割合

主な種類	割合（%）（参考）	主な種類	割合（%）（参考）
ソファー	13	ストーブ	15
ベッド	11	エレクトーン	1
棚、たんす	14	机、テーブル	6
畳	1	スキー	3
ミシン、編み機	1	物干し	1
自転車	25	その他	9

表 3.2.3　組成割合（参考）

処理対象物	種類	割合（重量%）
不燃ごみ 粗大ごみ	不燃物	43.9
	可燃物	27.4
	鉄類	25.8
	アルミ類	2.9
	計	100

表 3.2.4　搬入形態等

		搬入形態	主な対象物
不燃ごみ	不燃ごみ	透明の袋 （収集・自己搬入）	金属類､せともの､ガラス類､小型家電など
粗大ごみ	可燃性 粗大ごみ	戸別収集 自己搬入	木製家具（たんす、椅子、ベッド、机、食堂セット、応接セット等)、畳、じゅうたん、マットレス(スプリング入を除く）等大型のもので、主として可燃性材料で構成されているもの。
	不燃性 粗大ごみ	戸別収集 自己搬入	家電品（洗濯機、冷蔵庫、テレビ、エアコンを除く)、自転車、流し台、ガス器具、ストーブ、物干し台・竿、スキー等比較的大型のもので､主として不燃性材料で構成されているもの。

2　ごみ搬入日

ごみ搬入日は、以下の通り（予定）とする。

(1)　収集ごみ（直営）　　：毎週　月曜日～金曜日（祝日除く）
(2)　許可搬入ごみ及び自己搬入ごみ：毎週　月曜日～土曜日（祝日含む）

3　稼働時間

(1)　1日5時間の処理を行うものとし、1系列当り 90 日間以上にわたり、この間の計画作業日における安定運転が可能なものとする。
(2)　施設引渡後1年以内に系列それぞれにおいて 90 日間以上の期間内の計画作業日における安定運転の確認を行う。
(3)　安定運転とは、設備の故障や運転員の誤操作などにより処理システムを停止することなく、運転を継続している状態である。従って、運転中に非常停止、緊急停止などによる処理システムに停止があってはならない。ただし、システムの一部を停止又は予備系列への切り替えなどのため､一時的にごみの供給などを停止する場合で、日当りの定格処理量の 80%以上を処理する場合はこの限りでない。その場合であっても、一年間当たりでは定格量を処理すること。なお、天災など不測の事態及び警報などに対する運転員の対応遅れにより､システムを停止した際の扱いについては、その都度協議する。

4　変動係数

処理対象物の搬入量に係る月変動係数は、表 3.2.5 に示すとおりである。

表 3.2.5　月変動係数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
H18	1.30	1.17	1.20	1.15	1.01	1.03	0.99	0.98	0.88	0.61	0.72	0.96
H19	1.19	1.14	1.20	1.21	1.13	0.95	1.04	0.98	0.82	0.61	0.63	1.09
H20	1.29	1.16	1.11	1.14	1.19	1.12	1.15	0.94	0.85	0.62	0.62	0.80

5　公害防止条件

(1)　排水に関する基準

「第３章　１節　５　公害防止条件　(2) 排水に関する基準」に準じる。

(2)　騒音基準

「第３章　１節　５　公害防止条件　(3) 騒音基準」に準じる。

(3)　振動基準

「第３章　１節　５　公害防止条件　(4) 振動基準」に準じる。

(4)　悪臭基準

「第３章　１節　５　公害防止条件　(5) 悪臭基準」に準じる。

(5)　粉じん濃度基準

表 3.2.6 の基準以下とする。

表 3.2.6　排気口出口の粉じん濃度

排気口出口の粉じん濃度	0.1 g/m^{3}N

第４章　運営業務

第１節　運営業務の概要

１　運営業務の目的

運営事業者は、本件施設の運営業務実施において、安全性、安定性を考慮しつつ各工程を効率化し、人員及び経費の節減を図る。また、本件施設全体の処理フローの制御及び監視が可能になるよう配慮する。

２　組織計画

運営事業者は、本事業に係る組織として、以下により適切な組織構成を行う。

(1)　運営事業者は、本事業の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する者を配置する。

(2)　運営事業者は、運営期間開始後２年間以上は、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する者で、一般廃棄物を対象とした類似施設の現場総括責任者としての経験を有する者を、現場総括責任者として配置する。

(3)　運営事業者は、整備した本件施設の運転管理体制について市に報告し、市の承認を受ける。

(4)　運営事業者は、運転管理体制を変更した場合は、速やかに市に報告し、市の承認を受ける。

第２節　運営マニュアル及び運営計画書の作成、改訂業務

１　運営マニュアル及び運営計画書の作成、改訂

(1)　運営事業者は、市から交付を受けた建設請負事業者作成の運営マニュアル（保守管理に関する各種の検査マニュアルなどを含む。以下同じ。）を、試運転の結果などを踏まえ、適宜追加、変更などを行い、運営期間の開始前に市の承認を受ける。

(2)　運営事業者は、市の承認を受けた運営マニュアルを踏まえ、プラント設備及び本件施設全体に係る詳細な実施内容を記載した運営計画書を作成し、市の承認を受けた上で、本件施設の運営業務を行う。

(3)　運営事業者は、必要に応じて、市と協議の上、運営マニュアル及び運営計画書の更新を適宜行い、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を市に提出する。

(4)　運営事業者は、本件施設の運営事業期間終了まで、運営マニュアル及び運営計画書の更新を行うとともに、運営事業期間以降においても利用可能となるよう、運営期間の運営実績及び運営事業者の提案事項を反映させた運営マニュアル及び運営計画書を提出する。

(5)　運営事業者は、プラント設備について要求水準書における性能を維持し、運営するため、常に運営マニュアル及び運営計画書を適正なものにするよう努めるものとする。

(6)　運営マニュアルには、保守管理に関する各種の検査マニュアルも含まれるものとする。運営計画書においては、運営期間を通じた運営計画を明確にし、主要設備の交換サイクルを明記する。

(7)　運営計画書は、次に示す内容とする。

ア　プラント設備に係るもの

(ｱ)　溶融スラグ利活用計画書
(ｲ)　金属類利活用計画書
(ｳ)　運転計画書（年間、月間）
(ｴ)　点検、検査計画書（実施計画書含む）
(ｵ)　補修計画書（実施計画書含む）
(ｶ)　更新計画書（実施計画書含む）
(ｷ)　調達計画書
(ｸ)　その他必要な計画

イ　本件施設全体に係るもの

(ｱ)　維持管理計画書
(ｲ)　労働安全衛生、作業環境管理計画書
(ｳ)　施設警備、防犯計画書
(ｴ)　防火管理計画書
(ｵ)　防災管理計画書（緊急対応マニュアル含む）
(ｶ)　清掃計画書
(ｷ)　運転教育計画書

(ｸ)　環境保全計画書
(ｹ)　その他必要な計画

第３節　受付、計量業務

１　受付管理

運営事業者は、搬出入車両を計量棟において計量、記録、確認し、管理を行う。

自己搬入者に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認する。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとする。併せて、その旨を速やかに市に報告する。

２　計量データの管理

運営事業者は、処理対象物、溶融スラグ、飛灰処理物などの計量データを記録し、定期的に市へ報告する。

３　案内、指示

運営事業者は、搬入車両に対し、本件施設内でのルートとごみの投入場所について、案内、指示と安全上の注意を行う。

４　ごみ処理手数料の収納など

自己搬入者からのごみ処理手数料については、市が定める金額を市が定める方法で収納する。収納した料金は、市が定める方法によって市の指定金融機関へ払い込むものとする。

５　受付

ごみ搬入日は、以下の通り（予定）とする。

	収集ごみ	許可搬入ごみ及び 自己搬入ごみ
可燃ごみ処理施設	毎週　月曜日～金曜日 （祝日含む）	毎週　月曜日～土曜日 （祝日含む）
破砕選別処理施設	毎週　月曜日～金曜日 （祝日除く）	

６　搬入管理

(1)　運営事業者は、安全に搬入が行われるように、可燃ごみ処理施設及び破砕選別処理施設のプラットホーム内及びその周辺において搬入車両を誘導、指示する。必要に応じて誘導員を配置するなど、適切な誘導、指示を行う。また、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行う。

(2)　運営事業者は、自己搬入者と許可業者の荷降ろし時に適切な監視、指示を行う。

(3)　運営事業者は、処理対象物について、善良なる管理者の注意義務に従い、ダンピングボックスを活用するなどして、搬入禁止物の混入防止に努める。特に、段ボール箱などに入れられたものについては、その中身について確認する。また、正し

くごみが分別されていない場合には、指導を行う。ただし、ごみ収集に係る啓発は構成市町村で行っているが、搬入禁止物の混入は避けられず、ある程度の混入は見込むものとする。

(4)　運営事業者は、計量棟やプラットホームでの監視で確認された搬入禁止物について、原則として持ち込んだ者に持ち帰らせるものとする。

(5)　運営事業者は、上記の選別後に搬入禁止物が残った場合、本件施設の運転に支障がないように取り除き、搬入禁止物ストックヤードへ搬送する。

(6)　運営事業者は、ごみピット以降の設備で確認されたものについて、搬入禁止物ストックヤードへ搬送する。

第４節　副生成物に係る業務

１　計量、管理、報告

運営事業者は、本件施設より搬出される溶融スラグ、金属類（鉄、アルミ、メタル）、飛灰処理物、搬入禁止物などについて計量、管理を行うとともに、これらの売却・処分先、処分方法及び売却・処分量などを市へ報告する。

２　副生成物の取扱い

(1)　溶融スラグ

ア　運営事業者は、溶融スラグ利活用計画書を作成し、市の承認を受ける。

イ　運営事業者は、市が譲渡する溶融スラグの全量を自らの責任で有効利用するものとし、溶融スラグの積載、運搬、売却先の選定と売却を行う。なお、利活用ができなかったものについては、運営事業者自ら処分するものとする。

ウ　溶融スラグの売却代金は、運営事業者に帰属する。

エ　運営事業者は、溶融スラグの品質検査結果を市へ報告する。回数は年 12 回とする。

(2)　金属類（鉄、アルミ、メタル）

ア　運営事業者は、金属類利活用計画書を作成し、市の承認を受ける。

イ　運営事業者は、市が譲渡する金属類の全量を自らの責任で有効利用するものとし、金属類の積載、運搬、売却先の選定と売却を行う。なお、利活用ができなかったものについては、運営事業者自ら処分するものとする。

ウ　金属類の売却代金は、運営事業者に帰属する。

エ　鉄、アルミ、メタル以外の有価金属類が回収可能な場合は、これらと同等の取扱いとする。

(3)　搬入禁止物

運営事業者は、搬入禁止物ストックヤードに一時貯留する。

(4)　飛灰処理物

ア　運営事業者は、自らの責任で、本件施設の運転により発生した飛灰を適切に処理し、最終処分する場合は、市が指定する最終処分場へ運搬する。

イ　飛灰の発生量は、最小限にとどめるよう運転を行う。

ウ　飛灰処理物の各種成分の検査結果を市へ報告する。

第５節　運転管理業務

１　適正処理、適正運転

(1)　運営事業者は、関係法令、公害防止条件などを遵守し、搬入された処理対象物について適正に処理を行う。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行う。

(2)　運営事業者は、可燃ごみ処理施設より回収される飛灰処理物などが関係法令、公害防止条件などを満たすように適正に処理する。飛灰処理物などが上記の関係法令、公害防止条件などを満たさない場合、関係法令、公害防止条件などを満たすよう必要な処置を行う。

(3)　運営事業者は、本件施設の運転が、関係法令、公害防止条件などを満たしていることを自らが行う検査によって確認する。

２　施設運営に関する基本的事項

(1)　処理能力など

運営事業者は、第３章第１節の要件を満足するよう可燃ごみ処理施設及び破砕選別処理施設の運営を行う。

(2)　物質収支及びエネルギー収支

運営事業者は、運営期間において、処理対象物の投入から副生成物の回収に至るまでの物質収支及びエネルギー収支の把握を行い、施設設計図書との比較を行う。

３　法定有資格者の配置

運営事業者は、自らの責任において円滑に業務ができるように、下記に掲げる法定有資格者などの本件施設の運営に必要な資格を有する者を配置し、必要な届出などの手続きを行う。

(1)　廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）
(2)　第２種電気主任技術者
(3)　第２種ボイラー・タービン主任技術者
(4)　クレーン・デリック運転士
(5)　乙種第４類危険物取扱者
(6)　第２種酸素欠乏危険作業主任技術者
(7)　エネルギー管理員
(8)　その他、本件施設の運営のために必要な資格を有する者

４　運転計画書の作成

(1)　運営事業者は、市と協議の上、計画処理量に基づく本件施設の点検、補修などを考慮した年間運転計画書を毎年度作成し、市に提出、承認を受ける。

(2)　運営事業者は、年間運転計画書に基づき、毎月、月間運転計画書を作成し、市に提出、承認を受ける。

(3)　運営事業者は、作成した年間運転計画書及び月間運転計画書に変更が生じる場合、市と協議の上、計画を変更し、市に提出、承認を受ける。

5　搬入ごみの貯留など

(1)　運営事業者は、搬入ごみの貯留について、ねずみ、蚊や蠅などの害虫などが発生しないようにする。また、汚水の発生がないようにする。

(2)　運営事業者は、可燃ごみ処理施設のピットについて、適宜撹拌を行い均質にする。

6　環境影響管理

(1)　運営期間中の計測管理

運営事業者は、本件施設の運営に当たって、表 4.5.1 に示した回数以上の計測管理を実施、記録、データの保存、必要に応じた公開をする。なお、独自の判断でより詳細な計測を行った場合は、市の要請に従い同様に扱う。

市が独自に計測管理を行う場合は、市の負担とするが、運営事業者はその計測管理作業に協力する。また、各種データは、市がインターネットなどで公開する。

表 4.5.1　計測項目及び計測頻度

対　象	計　測　項　目	計測最低頻度
搬入ごみ	ごみ質	1 回/月
焼却残渣	熱しゃく減量	1 回/月
燃焼室温度	出口温度	常時
排ガス	ばいじん	1 回/2 箇月
	塩化水素	1 回/2 箇月
	硫黄酸化物	1 回/2 箇月
	窒素酸化物	1 回/2 箇月
	ダイオキシン類	2 回/年
	一酸化炭素	2 回/年
その他公害防止基準	騒音	2 回/年
	振動	2 回/年
	悪臭	2 回/年
飛灰処理物	溶出量	4 回/年
	ダイオキシン類含有量	1 回/年
溶融スラグ	JISA5031、A5032 に示す項目	1 回/月
	ダイオキシン類	1 回/月
作業環境基準	ダイオキシン類濃度	2 回/年

(2)　性能条件を満足できない場合の対応

性能条件を満足できない場合の対応は、第５章に定めるとおりとする。

7　試運転期間中の教育訓練

運営事業者は、建設請負事業者より、本件施設の運営に必要な教育訓練を、本件施設の試運転期間中に受ける。

８　試運転、予備性能試験及び引渡性能試験

運営事業者は、建設請負事業者が実施する本件施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施にかかる業務については、運営事業者がこれを建設請負事業者から受託して行う。

第６節　点検、検査、補修、更新業務

１　機器履歴台帳（変更前後の図面を含む。以後同様の取扱いとする。）の管理

(1)　運営事業者は、建設請負事業者が作成した、可燃ごみ処理施設、破砕選別処理施設、管理棟、計量棟の設備、機器及びその他管理する必要のある設備、機器に係る機器履歴台帳を管理する。

(2)　運営事業者は、点検、検査、補修、更新の結果に基づき、機器履歴台帳及び機器台帳を改訂し、改訂した機器履歴台帳及び機器台帳を市に提出する。

２　補修に関する考え方

(1)　補修は、本件施設の性能を確保した状態での延命及び事故防止を図り、運営事業期間終了後も適正に本件施設の運転ができるようにすることを目的とする。

(2)　事業期間終了の 3 年前(平成 43 年度)に、市が主体となって事業期間終了後の補修計画書を作成する。なお、本計画書作成に当たっては運営事業者も協力する。

(3)　運営事業者は、想定外の経年変化、原因不明による劣化、停止によって生じる改修、補修工事について、市と協議する。

(4)　運営事業者は、生産性の向上、環境負荷低減に寄与する改良保全としての工事について、市と協議する。

３　補修計画書の作成

(1)　運営事業者は、機器履歴台帳に含まれる設備、機器について、運営期間の開始までに、運営期間を通じた補修計画書を作成し、市の承認を受ける。なお、運営期間を通じた補修計画書の作成に当たっては、処理対象物の搬入量に係る月変動を十分考慮する。

(2)　運営事業者は、運営期間を通じた補修計画書について、点検、検査、補修、更新の結果及びごみの年間搬入量などに基づき毎年度更新し、市の承認を受ける。

(3)　市は、補修計画書について、補足、修正又は更新が適宜できるものとする。

(4)　運営事業者は、点検、検査結果に基づき、設備、機器の耐久度と消耗状況を把握し、運営期間中の各年度で実施すべき補修について、当該年度の開始前までに補修実施計画書を作成し、市の承認を受ける。

４　補修の実施

(1)　運営事業者は、各年度の補修実施計画書に基づき、プラント設備の性能を維持するために補修を行う。

(2)　運営事業者は、補修の作業が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行い、作業が完了したことを市に報告するとともに、補修結果報告書を作成し、市に提出する。

(3)　市は、当該補修の検査を実施し、必要に応じて補修計画書、運営マニュアル及び運転計画書などを改訂するように運営事業者に求めることができる。

(4)　運営事業者は、補修の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存すると

ともに、運営期間終了後に市に譲渡する。

(5)　運営事業者が行うべき補修の範囲（表 4.6.1 補修の範囲（参考））は以下のとおりである。

ア　点検、検査結果より、設備の性能を維持するための部分取替、調整

イ　設備が故障した場合の修理、調整

ウ　再発防止のための修理、調整

表 4.6.1　補修の範囲（参考）

作業区分			概要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備 （オーバーホール、中間点検の補修）	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。	・部分的な分解点検検査 ・調整 ・部分取替 ・精度検査　等
		更正修理 （補修）	整備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全 （突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全 （事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、建築設備のいずれにも該当する。

5　臨機の措置

本件施設の設計、施工に起因する故障、災害などを除く不可抗力による損傷など運営事業者の責に帰さないものについては、運営事業者は補修の責を有さないが、臨機の措置を取り、遅滞なく市に報告する。

6　点検、検査計画書の作成

(1)　運営事業者は、機器履歴台帳に含まれる設備、機器について、運営期間の開始までに、運営期間を通じた点検、検査計画書を作成し、市の承認を受ける。

(2)　点検、検査計画書には、日常点検、定期点検、法定点検、検査（表 4.6.2 法定点検項目（参考））、自主検査などの内容について、機器の項目、頻度などを記載する。

(3)　運営事業者は、運営期間を通じた点検、検査計画書に基づき、運営期間中の各年度で実施すべき点検、検査について、当該年度の開始前までに点検、検査実施計画書を作成し、市の承認を受ける。

(4)　運営事業者は、全ての点検、検査について、安全性及び運転の効率性を考慮し計画する。

表 4.6.2　法定点検項目（参考）

No	項目	法令･通知など	備考
1	計量機	計量法　定期検査	2年に1回
2	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	 3年に1回以上
3	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	 1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 2年以内ごとに1回
4	発電用ボイラ	電気事業法 定期検査 同法施行規則 ボイラ タービン	組合保安規程 1年を経過した日の前後1月をこえない時期 2年を経過した日の前後1月をこえない時期
5	タービン	電気事業法 定期検査 同法施行規則 タービン	保安規程 2年を経過した日の前後1月をこえない時期
6	第1種圧力容器	労働安全衛生法 検査前の有効期間等 ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査 性能検査	 1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
7	第2種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	 1年以内ごとに1回
8	小型ボイラ 小型圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	 1年以内ごとに1回
9	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	 保安規程
10	消防用設備	消防法 点検 同法施行規則	 1年以内
11	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	 定期
12	エレベータ	建築基準法 定期検査	 1年以内ごとに1回
13	ダイオキシン類濃度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	･排ガス　1検体/炉　1年以内ごとに2回 ･溶融スラグ　1検体　1年以内ごとに1回 ･焼却灰及び飛灰　2検体/炉　1年以内ごとに1回 ･ｸﾘﾝｶ(焼却炉、溶融炉)　2検体/炉　1年以内ごとに1回
	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規程

7　点検、検査の実施

(1)　運営事業者は、各年度の点検、検査実施計画書に基づき、点検、検査を行う。

(2)　運営事業者は、日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合などは、臨時点検を実施する。

(3)　運営事業者は、点検、検査終了後、点検、検査結果報告書を作成し、市に提出する。

(4)　運営事業者は、点検、検査の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営期間終了後に市に譲渡する。

８　精密機能検査

(1)　運営事業者は、本件施設の設備、機器について、3 年に 1 回以上、機能状況、耐用の度合いなどについて、第三者機関による精密機能検査を受ける。精密機能検査の費用は運営事業者の負担とする。

(2)　運営事業者は、精密機能検査報告書を作成し市に提出する。

(3)　運営事業者は、精密機能検査の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営期間終了後に市に譲渡する。

９　更新計画書の作成

(1)　運営事業者は、機器履歴台帳に含まれる設備、機器について、運営期間の開始までに、運営期間を通じた更新計画書を作成し、市の承認を受ける。

(2)　運営事業者は、運営期間を通じた更新計画書に基づき、運営期間中の各年度で実施すべき機器の更新について、当該年度の開始前までに更新実施計画書を作成し、市の承認を受ける。

１０　更新の実施

(1)　運営事業者は、各年度の更新実施計画書に基づき、プラント設備の性能を維持するために機器の更新を行う。

(2)　運営事業者は、機器の更新作業が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行い、作業が完了したことを市に報告するとともに、更新結果報告書を作成し、市に提出する。

(3)　市は、当該機器更新の施工検査を実施し、必要に応じて更新計画書、運営マニュアル及び運営計画書を改訂するように運営事業者に求めることができる。

(4)　運営事業者は、機器更新の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営期間終了後に市に譲渡する。

(5)　法令改正、不可抗力による機器更新は、運営事業者による機器更新の対象から除くものとする。

１１　改良保全

市又は運営事業者は、プラント設備の機能向上のため、新たに開発された技術の採用による改良などの計画を提案することができる。提案された場合、市と運営事業者は当該提案の実施及び費用の負担について協議する。

第７節　用役管理業務

１　発電設備の運転

(1)　運営事業者は、可燃ごみ処理施設を運営することにより発生する余熱を利用して発電を行う。

(2)　運営事業者は、運営期間を通じ、安定した電力の供給を行うために、電気事業者等と本件施設に係る契約を締結し､運営事業者が当該契約に係る費用を負担する。

(3)　市は、可燃ごみ処理施設を運営することによって発生する余剰電力の権利、及び発生する余剰電力に関する RPS 証書(「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号)」に示す新エネルギー等電気相当量をいう。以下同じ。)の権利を、運営事業者に譲渡する。ただし、ここでいう余剰電力とは､発電電力から場内利用電力及び隣接する最終処分場浸出水処理施設（高圧受電 6,600V、設備電力 310kW、契約電力 153kW）への送電電力分を除いたものとする。

(4)　運営事業者は、可燃ごみ処理施設で発生する余剰電力及び余剰電力に関する RPS 証書を第三者に対して、運営準備期間から販売することができる。運営事業者は、余剰電力及び RPS 証書の販売先及び販売量について毎年市に報告する。なお、余剰電力の販売先は、運営事業者の裁量によるものとする。

(5)　市の要望によって、本件施設の設計が変更され、電力使用量に変更が生じた場合は、市は変更に関する責任を負い、運営委託費を変更する。

(6)　市は、余剰電力及び RPS 証書の販売による収入に相当する額を、運営委託費より控除する。運営委託費より控除する金額は､民間事業者が応募時に提案した金額とし、必要に応じ見直す。

２　地下水の揚水、処理

運営事業者は、本件施設で使用する地下水の揚水を行い、プラント用水、生活用水として本件施設で使用するために必要な処理を行う。

３　用役の管理

運営事業者は、運営期間中、調達計画書に基づき調達した燃料、薬品、油脂等の用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理する。

第８節　機器などの管理業務

１　消耗品、予備品の管理

運営事業者は、運営期間中、調達計画書に基づき調達した消耗品、予備品を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理する。なお、消耗品、予備品の所有権は、市に帰属するものとする。

２　工作機械、測定機器などの管理

運営事業者は、本件施設の運営に必要な工作機械、測定機器などを、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理する。

３　工作機械、測定機器などの更新

運営事業者は、本件施設の運営に必要な工作機械、測定機器などについて、更新の必要があると判断された場合は、運営事業者において調達する。

第９節　運営事務

１　建築物等の保守管理（植栽、建設用地内の駐車場、防災調整池、取付道路及び関係する施設を除く）

運営事業者は、建築物等の保守管理（植栽、建設用地内の駐車場、防災調整池、取付道路及び関係する施設を除く）について、次に示すとおり行うものとし、詳細は維持管理計画書に定めるものとする。

(1)　安全性及び防災性を確保し、災害発生を未然に防止する。

(2)　突発的な事故などを未然に防ぎ、経済的損失を抑制する。

(3)　建築物等の資産価値の維持を図る。

(4)　美観及び品位を維持し、地域社会の環境向上に貢献する。

(5)　運営事業者は、対象となる建築物等の照明、採光設備、給排水衛生設備、空調設備などの点検、検査を定期的に行い、適切な補修、更新などを次のとおり行う。特に見学場所については、適切に点検、検査、補修、更新などを行う。

ア　運営事業者は、建築物等（植栽、建設用地内の駐車場などを除く）について、運営期間の開始までに、運営期間を通じた維持管理計画書を作成し、市の承認を受ける。

イ　運営事業者は、維持管理作業が終了したときは、必要な検査などを行い、作業が完了したことを市に報告するとともに、維持管理結果報告書を作成し、市に提出する。

ウ　市は、当該維持管理作業の検査を実施し、必要に応じて維持管理計画書、運営マニュアル及び運営計画書を改訂するように運営事業者に求めることができる。

エ　運営事業者は、維持管理の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営期間終了後に市に譲渡する。

２　植栽、駐車場などの保守管理

運営事業者は、植栽、建設用地内の駐車場、防災調整池、取付道路及び関係する施設の保守管理について、次に示すとおり行うものとし、詳細は維持管理計画書に定めるものとする。

(1)　設備の資産価値の維持を図る。

(2)　美観及び品位を維持し、周辺環境の向上に貢献する。

(3)　運営事業者は、植栽、建設用地内の駐車場などの点検、検査を定期的に行い、適切な補修、更新などを次のとおり行う。

ア　運営事業者は、植栽、建設用地内の駐車場などについて、運営期間の開始までに、運営期間を通じた維持管理計画書を作成し、市の承認を受ける。

イ　運営事業者は、維持管理作業が終了したときは、必要な検査などを行い、作業が完了したことを市に報告するとともに、維持管理結果報告書を作成し、市に提出する。

ウ　市は、当該維持管理作業の検査を実施し、必要に応じて維持管理計画書、運

営マニュアル及び運営計画書を改訂するように運営事業者に求めることができる。

エ　運営事業者は、維持管理の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営期間終了後に市に譲渡する。

3　労働安全衛生、作業環境管理

運営事業者は、運営事業にかかる労働安全衛生、作業環境管理として、以下により実施する。

(1)　運営事業者は、労働安全衛生法など関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、運営事業に必要な管理者、組織などを整備するとともに、運営期間を通じた労働安全衛生、作業環境管理計画書を作成し、市の承認を受ける。

(2)　運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告し、市の承認を受ける。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告し、市の承認を受ける。

(3)　運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器などを整備し、従業者に使用させる。また、保護具、測定器などは定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておく。

(4)　運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日）」に基づき、市が設置するダイオキシン類ばく露防止対策委員会と連携し、同委員会において策定される「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を遵守する。

(5)　運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日）」並びに「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」に基づき、従業者に対しダイオキシン類ばく露防止対策措置を行う。

(6)　運営事業者は、日常点検、定期点検などの実施において、労働安全衛生上問題がある場合は、市と協議の上、本件施設の改善を行う。

(7)　運営事業者は、労働安全衛生法など関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施する。

(8)　運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行う。

(9)　運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行う。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議する。

(10)　運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本件施設の作業環境を常に良好に保つ。

4　警備、防犯体制の整備

運営事業者は、運営事業にかかる警備、防犯体制の整備として、以下により実施する。

(1)　運営事業者は、本件施設の警備、防犯体制を整備するとともに、運営期間を通じた施設警備、防犯計画書を作成し、市の承認を受ける。

(2)　運営事業者は、整備した警備、防犯体制について市に報告し、市の承認を受け

る。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告し、市の承認を受ける。
(3)　運営事業者は、本件施設の警備を実施し、第三者の安全を確保する。
(4)　運営事業者は、夜間、休日など、必要に応じて来訪者の対応を行う。

5　防火管理

運営事業者は、運営事業にかかる防火管理として、以下により実施する。
(1)　運営事業者は、消防法など関係法令に基づき、本件施設の防火体制を整備するとともに、運営期間を通じた防火管理計画書を作成し、市の承認を受ける。
(2)　運営事業者は、整備した防火管理体制について市に報告し、市の承認を受ける。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承認を受ける。
(3)　運営事業者は、日常点検、定期点検などの実施において、防火管理上問題がある場合は、市と協議の上、本件施設の改善を行う。
(4)　運営事業者は、特に、可燃ごみ処理施設について、入念な防火管理を行う。

6　防災管理

運営事業者は、運営事業にかかる防災管理として、以下により実施する。
(1)　運営事業者は、本件施設の防災管理体制を整備するとともに、運営期間を通じた防災管理計画書を作成し、市の承認を受ける。
(2)　運営事業者は、災害、機器の故障、停電などの緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本件施設へ与える影響を最小限に抑えるように可燃ごみ処理施設などを安全に停止させ、二次災害の防止に努める。
(3)　運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、可燃ごみ処理施設などの安全停止と復旧などの手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承認を受ける。緊急時には緊急対応マニュアルに従った適切な対応を行う。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善し、市の承認を受ける。
(4)　運営事業者は、台風、大雨などの警報発令時、火災、事故、従業者の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、市などへの連絡体制を整備し、市の承認を受ける。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承認を受ける。
(5)　運営事業者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練などを行う。
(6)　運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録などを市に報告する。報告後、速やかに対応策などを記した事故報告書を作成し、市に提出し、市の承認を受ける。

7　連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の市などへの連絡体制を整備し、市の承認を受ける。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承認を受ける。

８　地域住民との共生

市は、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努める。その際、運営事業者は、市に協力する。また、運営事業者は、建設用地及び周辺で市及び関係団体が行う事業などに対し、市の要請に基づき協力する（地元町内会が市に要請する説明会などへの出席、資料の作成など)。

９　見学者対応

見学者や視察者などへの対応は、原則として市が行うものとするが、運営事業者は、専門的な説明や案内について協力するものとする。開かれた施設運営を方針としているため、本件施設及び運営に係る状況を公開するものとし、運営事業者は業務に支障がない範囲内で協力する。

１０　研修室、会議室などの開放

市は、運営事業者が実施する業務に支障がなく安全が確保される場合で、管理棟内の研修室、会議室、駐車場などを、使用内容が環境に係る研修や行事等の適切な場合に限り、市民が使用を希望する場合は、事前の申し込みにより使用させるものとし、運営事業者は必要により協力する。

１１　保険への加入

運営事業者は、本件施設の運営に際して、労働災害保険、第三者損害賠償保険などの必要な保険に加入する。なお、保険契約の内容及び保険証書の内容について、市の承認を得るものとする。

１２　運営開始前の許認可

運営事業者は、本件施設の運営に当たって、運営事業者が取得する必要がある許認可は、運営事業者の責任においてすべて取得する。

１３　帳票類の管理

運営事業者は、運営に必要な帳票類を整備し、管理運用する。なお、帳票類の管理運用に当たっては、地元企業への業務発注額が判別可能となるようにする。

第１０節　清掃業務

１　清掃

運営事業者は、本件施設の清掃計画書を作成し、市の承認を受ける。また、本件施設を常に清掃し、清潔に保つ。特に見学場所は、常に清潔な環境を維持する。

２　浄化槽の清掃、管理

運営事業者は、浄化槽の清掃、管理について、専門業者などを活用し適切に行う。

３　除雪

運営事業者は、ロードヒーティング（必要に応じて設置）を行う場所以外に、運営事業の実施上必要な場所について、除雪を行う。また、取付道路の除雪を行う。

第１１節　教育訓練

１　運転教育計画書の作成

運営事業者は、本件施設に関して、運営期間を通じた運転教育計画書を作成し、市の承認を受ける。

２　運転教育の実施

運営事業者は、作成した運転教育計画書に基づき、運営事業者が自ら確保した従業者などに対し、適切な教育訓練を行う。

第１２節　余熱利用管理業務

１　余熱利用管理（発電、給湯、冷暖房）

運営事業者は、可燃ごみ処理施設、破砕選別処理施設及び管理棟等において、余熱を利用した給湯、冷暖房（必要に応じて設置)、冬季のロードヒーティング（必要に応じて設置)、発電などを行う。

第１３節　情報管理業務

１　運転記録報告

(1)　運営事業者は、ごみの搬入データ、搬出データ（飛灰処理物、溶融スラグなど）、ごみ処理データ、薬品使用量などの運転データ、業務報告書（日次、月次、年次）などを記載した運転記録報告書を作成し、市に提出する。

(2)　報告書の提出頻度、時期、詳細項目は市と協議の上、決定する。

(3)　運営事業者は、運転記録関連データにつき、印刷物としては、原則５年以上保存するものとし、必要なものについては市との協議による年数保管する。電子データについては、運営期間終了まで保存する。

２　点検、検査報告

(1)　運営事業者は、点検、検査結果を記載した点検、検査結果報告書を作成し、市に提出する。

(2)　報告書は、点検、検査実施後適宜提出する。

(3)　運営事業者は、点検、検査関連データにつき、印刷物としては、原則５年以上保存するものとし、必要なものについては市との協議による年数保管する。電子データについては、運営期間終了まで保存する。

３　補修、更新報告

(1)　運営事業者は、補修結果を記載した補修結果報告書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、市に提出する。

(2)　報告書は、補修、更新実施後適宜提出する。

(3)　運営事業者は、補修、更新関連データにつき、印刷物としては、原則５年以上保存するものとし、必要なものについては市との協議による年数保管する。電子データについては、運営期間終了まで保存する。

４　環境管理報告

(1)　運営事業者は、環境保全計画書に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、市の承認を受ける。

(2)　報告書の提出頻度、時期、詳細項目は市と協議の上、決定する。

(3)　運営事業者は、環境管理関連データにつき、印刷物としては、原則５年以上保存するものとし、必要なものについては市との協議による年数保管する。電子データについては、運営期間終了まで保存する。

(4)　運営事業者は、「青森市環境方針」に基づく、環境配慮事項を遵守し、必要な項目について市へ報告する。

５　作業環境管理報告

(1)　運営事業者は、労働安全衛生、作業環境管理計画書に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、市の承認を受ける。

(2)　報告書の提出頻度、時期、詳細項目は市と協議の上、決定する。
(3)　運営事業者は、作業環境管理関連データにつき、印刷物としては、原則5年以上保存するものとし、必要なものについては市との協議による年数保管する。電子データについては、運営期間終了まで保存する。

6　施設情報管理

(1)　運営事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面などを運営期間にわたり適切に管理する。
(2)　運営事業者は、補修、更新、改良保全などにより、本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面などを速やかに変更する。
(3)　運営事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面などの管理方法について、市と協議の上、決定する。

7　その他管理記録報告

(1)　運営事業者は、本件施設の設備により管理記録が可能な項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目で、市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成する。
(2)　提出頻度、時期、詳細項目については、市と別途協議の上、決定する。
(3)　運営事業者は、市が要望する管理記録データにつき、印刷物としては、原則5年以上保存するものとし、必要なものについては市との協議による年数保管する。電子データについては、運営期間終了まで保存する。
(4)　運営事業者は、運営業務の実施を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。

8　環境報告書

運営事業者は、各年度終了後３ヶ月以内に、運営事業者が環境保全活動を実施した費用対効果を外部に公開する目的から、環境省「環境会計ガイドライン」、同「環境報告ガイドライン」などに基づき、環境報告書を作成し、市に提出するとともに、運営事業者のホームページなどを通じて、これを公表するものとする。

第１４節　地元貢献事業

１　地元雇用や地元企業の活用

運営事業者は、本事業の運営に当たり、地元雇用に配慮する。また、市内に本店所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用する。

２　契約書への記載

民間事業者が提案した地元貢献事業については、運営業務委託契約書に明記し、実施するものとする。

第５章　各種基準値を満足できない場合の対応

１　要監視基準と停止基準

運営事業者は、基本的に本書の性能を満足した運転をするが、環境面で要求している水準を満足しているか否かの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。

(1)　対象項目

要監視基準及び停止基準の項目は、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類とする。

(2)　基準値

停止基準の基準値は、下表のとおりとする。

また、要監視基準は、応募者が提案するものとし、併せて運転基準についても示すこと。ただし、運転基準については、その超過などが発生した場合でも、改善勧告、運営委託費の減額の対象としない。

表 5.1.1　要監視基準及び停止基準

物質		運転基準値	要監視基準		停止基準	
			基準値	判定方法	基準値	判定方法
ばいじん	g/㎥N			1時間平均値が基準値を超過した場合,本施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。	0.02	1時間平均値が左記の基準値を超過した場合,速やかに本施設の運転を停止する。
塩化水素	mg/m^{3}N				105	
硫黄酸化物	m^{3}N/時				35	
窒素酸化物	ppm				150	
一酸化炭素	ppm			瞬間値のﾋﾟｰｸを極力発生させないように留意する。	30	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
ダイオキシン類	ng-TEQ/㎥N	－	－	－	0.05	定期ﾊﾞｯﾁ計測ﾃﾞｰﾀが左記の基準を逸脱した場合,直ちに追加計測を実施する。この2回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

※　運転基準値及び要監視基準値は建設請負事業者の提案とする。

２　要監視基準を満足できない場合の復旧作業

運営事業者は、要監視基準を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行う。

(1)　再度計測し要監視基準を満足しているかを確認する。

(2)　基準を満足できない原因を把握し、市に報告の上、対策を施す。
(3)　継続して計測を行いながら復旧する。

3　停止基準を満足できない場合の復旧作業

運営事業者は、停止基準を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行う。

(1)　プラント設備を即時停止する。
(2)　基準を満足できない原因を把握する。
(3)　復旧計画書（復旧期間のごみ処理を含む）を作成し、市の承認を得る。
(4)　プラント設備の改善作業を行う。
(5)　改善作業の終了を報告し市は検査を行う。
(6)　試運転を行い、その報告書について市の承認を得る。
(7)　継続して計測を行いながら復旧する。

第６章　事業期間終了時の取扱い

１　事業期間終了時の機能検査

運営事業者は、事業期間終了後も継続して約 10 年間にわたり使用することに支障がない状態であることを確認するため、第三者機関による機能検査を、市の立会の下に実施する。

当該検査の結果、本件施設が事業期間終了後も継続して約 10 年間にわたり使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、市は事業期間終了時の確認とする。

また、当該検査の結果、本件施設が事業期間終了後も継続して約 10 年間にわたり使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。

(1)　プラント設備が、当初の完成図書において保証されている基本的な性能を満たしていること。

(2)　建物の主要構造部などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態であること。

(3)　内外の仕上げや設備機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態であること。

なお、ここで「継続して約 10 年間にわたり使用する」とあるのは、期間満了後の約 10 年間の運営を担当する事業者（又は市）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいう。

また、「プラント設備が、当初の完成図書において保証されている基本的な性能を満たしている」とは、本件施設が建設要求水準書　第４章　第１節及び第５章第１節に定められる計画主要目を満たすために求められる各設備機器の能力を満たすことをいう。

２　事業期間終了後の運営方法の検討

(1)　市は、事業期間終了の 3 年前から事業期間終了後の本件施設の運営方法について検討する。運営事業者は、市の検討に協力する。

(2)　市が、事業期間終了後の本件施設の運営を自ら実施するか、又はこれについて公募などの方法により新たな運営事業者を選定する場合、運営事業者は次の事項に関して協力する。

ア　新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示

イ　新たな運営事業者による本件施設及び運転状況の視察

ウ　事業期間中の引継ぎ業務（最長 3 箇月）

エ　その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援

(3)　運営事業者は、運営期間終了時には、本件施設の運転に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡す。また、予備品や消耗品などについては、6 ヵ月間程度使用できる量を補充した上で、引き渡す。

(4)　市が事業期間終了後の本件施設の運営を公募に供することが適切でないと判断

した場合、運営事業者は、本件施設の運営の継続に関して市と次に示すように協議に応じる。

ア　運営事業の延長が必要となった場合は、運営事業期間の終了日の 36 箇月前に、市と運営事業者は、本事業の延長について協議を開始する。運営事業の終了日の 24 箇月前までに、市と運営事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき運営事業は延長される。

イ　運営事業の延長に係る協議において、市と運営事業者の合意が、運営事業の終了日の 24 箇月前までに成立しない場合は、前項に規定された運営事業の終了日をもって、運営事業は終了する。

(5)　市が運営事業者と事業期間終了後の運営の継続について協議する場合、事業期間終了後の運営業務に関する委託費は、運営期間中の委託費に基づいて決定する。このために、運営期間中の次の事項に関する費用明細及び事業終了翌年度の諸実施計画を事業終了の 9 箇月前までに提出する。

ア　人件費

イ　運転経費

ウ　維持管理費、補修費

エ　調達費

オ　その他必要な経費